

## 事例 21 島根県浜田市 ～移動期日前投票所（車）の導入～

- 市の面積：690.7km<sup>2</sup>
- 市の人口：58,105人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：48,030人（H28年参（選挙時登録））
- 投票所数：70箇所
- 期日前投票所数：17箇所（公共施設、大学、移動投票所）
- 直近選挙の投票率：61.35%（H28参）45.67%（H27知事）59.80%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：41.33%、19歳：30.33%（H28参）

### 取組に至る経緯

浜田市は、平成17年10月1日に、旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村、旧三隅町の5市町村が合併して現在の市勢となった。中国山地と日本海に囲まれた東西46.4km、南北28.1kmの広い市域に、交通の利便性が低く、高齢化の進む集落も点在している。

投票所数は、合併当初は105ヶ所あったが、平成22年には投票事務の見直しを行い、78ヶ所に統廃合した。平成28年の第24回参議院選挙から、さらに8ヶ所を廃止して70ヶ所となった。

統合に当たり、これまでも投票率の低下や高齢者などの交通弱者対策が課題とされていたことや、平成28年4月の公職選挙法の一部改正により「期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。（公職選挙法第48条の2第7項）」との条項が加えられたことも踏まえ、有権者の投票機会の確保や投票環境向上のための方策を検討しなければならないと考え、移動期日前投票所（車）を立案し実施することとなった。

#### 【投票所の統廃合による代替案】

今回統廃合した8ヶ所の投票所は、選挙人名簿登録者数が極めて少ない上、期日前投票の普及などにより投票日当日の投票者が少なくなっていることや、高齢化により該当投票区の名簿登録者からの投票立会人の選任が難しいことなどの理由により統合することとした箇所である。

統合した投票所

投票区	投票所	対象地区	H28.3.2 登録者数	H27 衆議選 投票率%	H26 衆議選 投票率%	統合先 投票所
55	小角集会所	小角	28	89.29	78.57	弥栄会館
56	横谷集会所	横谷	27	92.59	89.66	
57	程原下集会所	程原	10	81.82	58.33	
59	畑集会所	畑	16	87.50	93.75	日高集会所
60	山賀集会所	山賀	12	83.33	75.00	
62	田野原地区公民館	熊の山 田野原	16	81.25	82.35	老人憩の家
71	的野集会所	黒沢1区	22	72.73	72.73	黒沢公民館
72	黒沢集会所	黒沢2区	22	82.61	86.96	

投票所の統廃合を地元住民と協議する中で、交通手段がない高齢者への対応や最寄りの投票所が無くなることによる投票率の低下などの懸念から、代替案を要望する声が示され、選挙管理委員会事務局において様々な対策案を検討した。

検討の結果、投票所までの送迎・巡回・臨時バスや乗車券の発行といった移動支援の手法は、山間地で道が狭隘な上、人口の少ない投票所には適さないと判断した。一方、近隣の自治体で導入している巡回式の期日前投票所であれば大型車両を利用する必要がなく、導入が可能ではないかと考えた。

近隣の自治体で導入している巡回式の期日前投票所は、車に投票所設営用の機材一式を積み込んで各期日前投票所に出向き、巡回先の施設に投票所を設営して、期日前投票所を2時間ずつ開設して投票してもらった方式であった。

統廃合する投票所の状況を鑑みると、施設の設営をしては効率が悪いので、設営をせずに「その移動に使う車自体で直接投票が出来ないか？」という発想が生まれ、移動期日前投票所（車）の実現化を検討することとした。



移動期日前投票所（車）

#### 【法律上の実施可否の確認】

実際に移動期日前投票所（車）を設置するために、第一に法的根拠について整理しておく必要があった。そこで大まかな実施案を作成し、島根県選挙管理委員会を通じて総務省に問い合わせを行った。

その結果、期日前投票所の設備に不備がなく、投票の秘密保持が保たれるのであれば、期日前投票所の場所及び設置期間を告示した上で、車を投票所として設置することは可能である、という回答を得たため、具体的な実現化方策を探ることとした。

#### 【車の設備等の検討】

公職選挙法施行令第32条に規定する「投票記載の場所の設備」に不備がないように、車の設備について検討を行った。車自体は特別なものではなく10人乗りの公用ワゴン車を利用するため、記載台・スロープ・受付机・いすなどの設備を用意する必要があった。

記載台以外はすでに所有している設備を活用することとしたが、記載台については、通常の投票所で使用するものは形状的に利用できず、古い公用車でもあり車専用のテーブルも既製品が無かったため、市内業者へ発注して作り付けにより対応した。高齢者が多い投票区であることを考慮し、記載台に寄りかかるなどしても壊れないよう、十分な強度を保った仕様で作成してもらった。また、投票の秘密保持に万全を期すため、記載台の上に置くプライバシー保護パネルも用意した。

今回の参院選は夏場の梅雨の季節であったため、雪の心配は無かったが、強い日差しや風雨に対処するため、車の昇降口付近に簡易テントを設置するとともに、施設の入口からすぐに乗車することができるように対応することとした。

#### 【二重投票の防止対策】

投票受付の際に必要な名簿照合の方法として、期日前投票の場合、浜田市ではシステムにより名簿照合を行っている。しかし、移動投票所の開設場所においては、山間地域であるため通信インフラが整備されておらず、システムで名簿照合を行うことが出来ない。そのため、携帯電話を使用し、選挙管理事務局に連絡を取り、システムによる名簿照合及び投票の入力を行う方法を検討した。

#### 【運用の確認と準備】

実際の運用に向け、ルート及び開設時間の調整を行った。実際に想定したルートを試走して移動時間などを計測し、現地施設の状態や投票車（所）を駐車する場所なども確認した。開設時間は、名簿登録者数及び1日最大5ヶ所に開設することを考慮して、1ヶ所につき1時間から1時間30分で運用することで地元との調整を行った。

投票録については、公職選挙法施行令第49条の10に規定されているとおり、期日前投票所の投票管理者が投票録を作成する必要があるため、それぞれ巡回した投票所ごとに投票録を用意することとした。

また、投票立会人などへの配慮として、水分補給のための用意やトイレの問題なども確認した。

## 取組内容

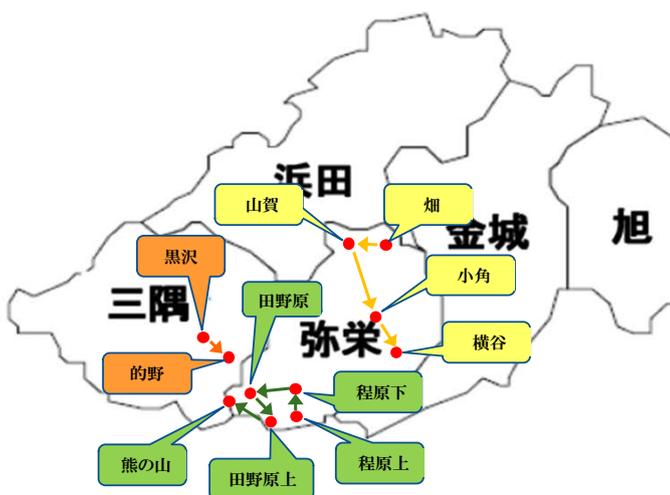
#### 【開設場所とスケジュール】

今回統合した投票所は8ヶ所であったが、山間部で地理的に道路事情が悪く、なるべく集落の近くで投票したいとの地元住民の要望もあり、3ヶ所増設して11ヶ所開設することとした。増設した投票所は統合した旧投票区の地域内であり、それ以外の投票区においては設置していない。

設置時間は、準備の段階で調整したとおり、登録者数が15人以下の投票所では1時間、16人以上の投票所では1時間30分の開設時間とした。

設置期間は3日間とし、弥栄地区を4ヶ所及び5ヶ所の2日間に分け、三隅地区は2ヶ所を1日で巡回した。

期日前投票所の告示では、投票車（所）を駐車する施設の場所を告示した。また、期日前投票所の設置日時を案内するため、日程表を入場券とあわせて封書で郵送した。

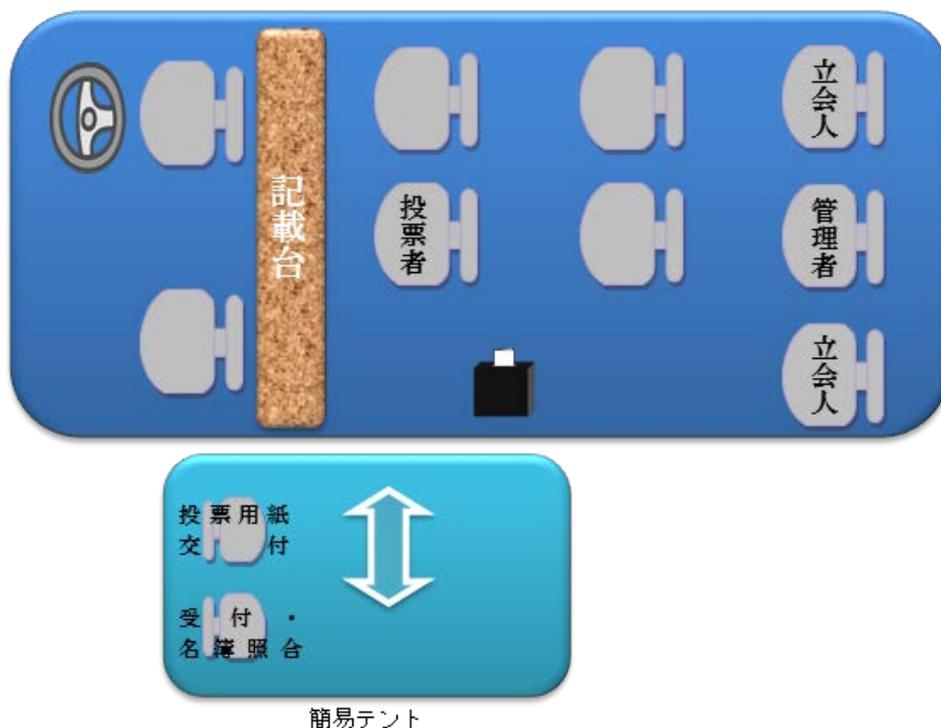


期日前投票所名	設置日	設置時間
畑 集 会 所	7月1日	9:30~11:00
山 賀 集 会 所	〃	11:30~12:30
小 角 集 会 所	〃	14:00~15:30
横 谷 集 会 所	〃	16:00~17:30
程 原 上 集 会 所	7月2日	9:30~10:30
程 原 下 集 会 所	〃	11:00~12:00
田 野 原 地 区 公 民 館	〃	13:00~14:00
田 野 原 上 集 会 所	〃	14:30~15:30
熊 の 山 集 会 所	〃	16:00~17:00
黒 沢 集 会 所	7月3日	9:30~11:00
的 野 集 会 所	〃	12:30~14:00

【投票所（車内）のレイアウト】

10人乗り4列の公用車を活用しており、事務局2名、立会人2名、管理者1名、計5名が同乗して巡回した。

1・2列目シートの間には作り付けの記載台を設置し、投票者は2列目シートへ座って投票用紙に記載を行う。投票箱は乗降口付近に配置した。4列目シートに投票管理者及び投票立会人を配し、投票の公平・公正及び秩序の維持に努めた。



【移動期日前投票所（車）の経費】

燃料費が約 5 千円、車両の選挙啓発用マグネット板などが約 85 千円、記載台作成費が約 97 千円、人件費が投票管理者及び投票立会人合わせて約 30 千円×3 日、通信費が約 33 千円、電話レンタル料が約 15 千円、雑費が約 2 千円の合計約 327 千円程度となった。

【職員の体制】

平成 28 年 7 月の参議院選挙では、事務局職員 2 名に加え、他課から応援職員 2 名（通常は 1 名）、臨時職員 8 名（本部での主に期日前対応）を確保し、そのうち移動期日前投票所には事務局職員 1 名、応援職員 1 名 が車に同乗し巡回するとともに、現地投票所では、各支所職員 2 名（2 支所で各 2 名、計 4 名）も対応に当たった。

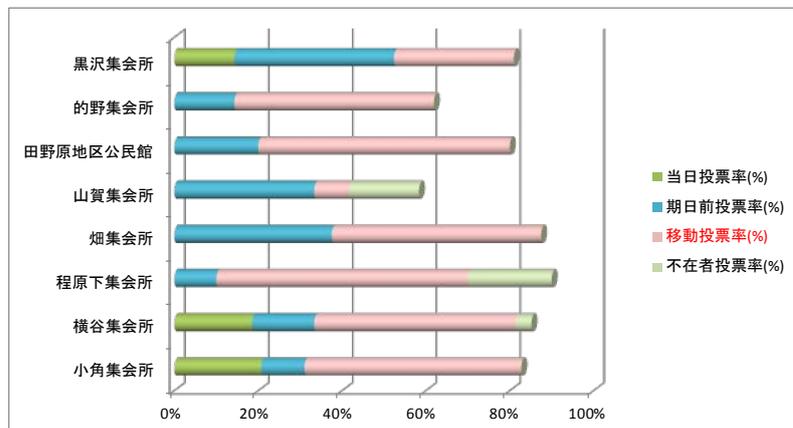
移動期日前投票所へ人員を割いていることにより、事務局側が手薄な状態になっていたため、名簿照合への対応に苦慮した。移動期日前投票所の開設期間中は、システム照合者を専任で事務局に配置しておく必要があったと考えている。

取組の実績・効果

投票率の顕著な上昇はなかったが、移動期日前投票所（車）の投票割合が約 6 割と当日投票や不在者投票などに比べて非常に高くなっている。統合前には当日投票所で投票されていた方々が、移動期日前投票所で投票を行ったためと考えられ、山間部における投票機会の確保の一助となった。また、お披露目会には多くのマスコミ関係者が参加し、マスコミでも取り上げられた。

投票結果

投票所名	有権者数	H28.7.10 執行 参議院選挙				投票者計	投票率(%)
		当日	期日前	移動	不在者		
小角集会所	29	6	3	15	0	24	82.76%
横谷集会所	27	5	4	13	1	23	85.19%
程原下集会所	10	0	1	6	2	9	90.00%
畑集会所	16	0	6	8	0	14	87.50%
山賀集会所	12	0	4	1	2	7	58.33%
田野原地区公民館	15	0	3	9	0	12	80.00%
的野集会所	21	0	3	10	0	13	61.90%
黒沢集会所	21	3	8	6	0	17	80.95%
合 計	151	14	32	68	5	119	



## 今後の課題、取組の考え方

今後冬季の選挙を考えると、雪対策については相当の準備と対策・体制を整えておく必要があり、車内での投票にこだわらず、天候によっては施設を利用しての投票も視野に入れて検討する必要がある。

今後、他の投票区からも移動期日前投票所の開設を希望する声が上がってくることも想定されるが、投票所統合の代替策としての取組であり、安易に拡大していく方針とはしていない。